別表第１　参考項目

２２　規則別表第１の１２の項に掲げる事業（以下「工場事業場用地造成事業」という。）

環境要素の区分			（細区分）	影響要因の区分（細区分）	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
					建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	敷地の存在（土地の改変）	構造物の存在	工場の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物							○
			硫黄酸化物							○
			浮遊粒子状物質							○
			粉じん等		○	○	○			○
			有害物質等							○
		騒音	騒音		○	○				○
		振動	振動		○	○				○
		悪臭	悪臭							○
	水環境	水質	水の濁り				○			
			水の汚れ							○
			有害物質等							○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						○	
		土壌	土壌汚染							○
自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○	○		
	植物		重要な種及び群落				○	○		
	生態系		地域を特徴づける生態系		○	○	○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○		○	○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		廃棄物				○			○
			建設工事に伴う副産物				○			
	温室効果ガス等		二酸化炭素							○
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量				○ ※	○ ※	○ ※			

備考

１　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

２　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる工場事業場用地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

ア　建設機械を稼働し、造成工事を行う。

イ　車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

ウ　造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。

エ　工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場・研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供される。